

## 特定標準器の取り消し等について

## - 分布温度測定用受光器 -

## 1. 背景

現在分布温度の標準については、独立行政法人産業技術総合研究所が保管する「単色平行光発生装置」、「比較受光器」、「自己校正測定装置」及び「分布温度測定用受光器」が特定標準器として、日本電気計器検定所が保管する「コイルM字型分布温度標準電球」が特定副標準器として指定されており、特定標準器を用いて特定副標準器の校正を行っている。

今般、分布温度の実現方法の国際整合をはかることとなり、特定標準器である「単色平行光発生装置」、「比較受光器」、「自己校正測定装置」及び「分布温度測定用受光器」を用いることが無く、特定標準器「分光放射輝度照度測定装置」を用いることになった。また、不確かさが悪化することなく特定副標準器の校正が可能となった。従って、特定標準器のうち「分布温度測定用受光器」を取り消すこととする。

これに伴い、「分布温度測定用受光器」の特定副標準器としての「コイルM字型分布温度標準電球」の指定を取り消し、既指定の特定標準器「分光放射輝度照度測定装置」の特定副標準器として新たに指定する。

\*1: 「単色平行光発生装置」、「比較受光器」及び「自己校正測定装置」は、光度、全光束及び照度の特定標準器として引き続き使用する。

\*2: 「分光放射輝度照度測定装置」は、分光放射照度の特定標準器として指定済み。

## 2. 指定及び取消し

指定: コイルM字型分布温度標準電球( 分光放射輝度照度測定装置の特定副標準器 )

取消し: 分布温度測定用受光器( 独立行政法人産業技術総合研究所が保管するもの )

コイルM字型分布温度標準電球 ( 分布温度測定用受光器の特定副標準器 )

### 3. 計量標準供給体系

